

山梨県公報

第千二百六十七号

平成十四年

二月二十五日

月 曜 日

目次

県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧……………	九三
特定非営利活動法人の設立の認証申請……………	九三
公安委員会……………	九三
運転免許等試験の実施……………	九三
正 誤……………	九七
平成十三年十二月二十日付け号外第六十号中……………	九七

告 示

山梨県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(八ヶ岳南地区広域農団地農道整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十四年二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十四年二月二十六日から同年三月二十六日まで

三 縦覧場所

高根町役場及び長坂町役場

四 異議申立期間

平成十四年三月二十七日から同年四月十一日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年二月四日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 ルーデンススポーツクラブ
 - 2 代表者の氏名 藤本俊
 - 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡田富町東花輪千三百七十七番地の二十七
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十号

平成十四年四月から平成十五年三月までの、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)以下「法」という。)第九十七条の規定による運転免許試験(以下「免許試験」という。)、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験(以下「一部免除試験」という。)、法第百条の二第二項の規定に該当する再試験(以下「再試験」という。))並びに道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十六号)附則第二条第三項、第四項及び第五条第三項又は道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の四の規定による審査(以下「審査」という。))並びに道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)による改正後の法第八十九条第二項の規定による運転技能の検査(以下「技能検査」という。))を次のとおり実施する。

平成十四年二月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 古 屋 忠 彦

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許 普通自動車免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。) 毎週火曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県運転免許センター)

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許 大型自動車仮免許 普通自動車仮免許	毎週月曜日及び水曜日(平成十四年四月二十九日、同年五月六日、同年九月十六日、同年十二月三日、同年十月十四日、同年十一月四日、同年十二月十三日、同月二十日、平成十五年一月一日、同月六日及び十三日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県運転免許センター)
普通自動車第二種免許 大型特殊自動車第二種免許 けん引自動車第二種免許 大型自動車免許 大型特殊自動車免許 けん引自動車免許 普通自動車免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。) ただし、普通自動車第二種免許については、平成十四年六月から毎週火曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。)とする。	
大型自動二輪車免許 普通自動二輪車免許	毎週火曜日、水曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月一日、同月二日及び同年二月十一日を除く。) 毎週金曜日(平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。)	

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
小型特殊自動車免許 原動機付自転車免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。) 又は警察署で行う毎月五日及び十日(土曜日の日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第二条に規定する休日)をいう。以下同じ。)に当たった場合は、別に指定した日。ただし、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター) 住所区域を管轄する警察署
普通自動車第二種免許 大型特殊自動車第二種免許 けん引自動車第二種免許 大型自動車免許 大型特殊自動車免許 けん引自動車免許 普通自動車免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。) ただし、普通自動車第二種免許については、平成十四年六月から毎週火曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。)とする。	
大型自動二輪車免許 普通自動二輪車免許	毎週金曜日(平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。)	

3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(平成十四年四月二十九日、同年五月六日、同年九月十六日、同年十月十三日、同年十月十四日、同年十一月四日、同年十二月十三日、同年十二月十四日、平成十五年一月一日、同月六日及び同月十三日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター)
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		
普通自動車第二種免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。ただし、普通自動車第二種免許については、平成十四年六月から毎週火曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。)とする。	
大型特殊自動車第一種免許		
普通自動車免許	毎週火曜日、水曜日及び木曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。)	
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許	毎週水曜日(平成十五年一月一日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター)

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日(休日、平成十四年十二月三十日、)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

普通自動車第二種免許	同月三十一日、平成十五年一月二日、同月三日及び同月六日を除く。ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター)山梨県都留市下谷三丁目二番二号
大型特殊自動車第二種免許		
けん引自動車第二種免許		
大型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
けん引自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日(休日、平成十四年十二月三十日、同月三十一日、平成十五年一月二日、同月三日及び同月六日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター)
普通自動車仮免許		
普通自動車第二種免許		
免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(平成十四年四月二十九日、同年五月六日、同年九月十六日、同年十月十三日、同年十月十四日、同年十一月四日、同年十二月十三日、同年十二月十四日、平成十五年一月一日、同月六日及び同月十三日を除く。)	山梨県中巨摩郡八田村野牛島一、八二八山梨県警察本部交通部運転免許センター(山梨県運転免許センター)
大型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		
普通自動車免許	毎週火曜日及び水曜日(平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。)	
普通自動二輪車免許		

大型特殊自動車第二種免許	けん引自動車第二種免許	大型自動車免許	大型特殊自動車免許	けん引自動車免許	大型自動二輪車免許
<p>通自動車第二種免許については、平成十四年六月から毎週火曜日及び木曜日（平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。）とする。</p>					
<p>毎週金曜日（平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。）</p>					
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）</p>					

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

大型自動二輪車第二種免許	普通自動二輪車第二種免許	大型特殊自動車第二種免許	けん引自動車第二種免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	大型特殊自動車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許	小型特殊自動車免許	原動機付自転車免許	大型自動二輪車仮免許	普通自動二輪車仮免許
<p>毎週月曜日から金曜日（休日、平成十四年十二月三十日、同月三十一日、平成十五年一月二日、同月三日及び同月六日を除く。）ただし、法第八十九条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。</p>												
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター） 目二番二号 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（ 道路交通法施行令第三 十四条の五並びに第三 十四条の五第一項第三 号及び第四号に該当す る者を除く。）</p>												
<p>毎週月曜日及び水曜日（平成十四年四月二十九日、同年五月六日、同年九月十六日、同月二十三日、同年十月十四日、同年十一月四日、同年十二月二十二日）</p>												
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）</p>												

四 再試験

1 自動車等の運転に必要な技能についての再試験

普通自動二輪車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
<p>毎週火曜日及び木曜日（平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。）</p>		
<p>毎週金曜日（平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。）</p>		
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）</p>		

2 自動車等の運転に必要な知識についての再試験

普通自動二輪車免許	原動機付自転車免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
<p>毎週火曜日及び木曜日（平成十四年十二月三十一日、平成十五年一月二日及び同年二月十一日を除く。）</p>			
<p>毎週水曜日（平成十五年一月一日を除く。）</p>			
<p>毎週金曜日（平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。）</p>			
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター）</p>			

五 審査

大型自動二輪車第二種免許	普通自動二輪車第二種免許	大型自動二輪車免許	普通自動二輪車免許
<p>毎週水曜日（平成十五年一月一日を除く。）</p>			
<p>山梨県中巨摩郡八田村 野牛島一、八二八 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県運 転免許センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部</p>			

大型特殊自動車免許		運転免許課都留分室（ 技能審査を除く。）
けん引自動車免許		
大型自動二輪車免許	毎週金曜日（平成十四年五月三日、平成十五年一月三日及び同年三月二十一日を除く。）	
普通自動二輪車免許		

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験及び審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許の技能試験については、予約制とする。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年十二月二十日山梨県条例第四十七号（山梨県職員給与条例の一部を改正する条例）

七 下 八 しなかつた しなかつた

平成十三年十二月二十日山梨県条例第四十八号（山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例）

八 上 終わりから六 あつては
同 下 一八 しなかつた しなかつた

平成十三年十二月二十日山梨県条例第四十九号（山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例）

九 下 終わりから一〇 しなかつた しなかつた

平成十三年十二月二十日山梨県条例第五十四号（山梨県風俗営業等の規制及び業務

の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例）
一三 上 一九 あつて あつて

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番